

タイ国 法律改訂情報 Vol. 65 (2016年5月19日発行)

みなさま、こんにちは。タイ国法律改定情報 Vol. 65 は「国税局ニュース：個人所得税の改定」をお送り致します。本ニュースは、2016年4月20日に国税局より新たに配信されたものです。2017年1月1日からの所得にたいしての適用となります。

国税局ニュース：個人所得税体系の改定

ニュース番号: PorChorSor.15/2559

2016年4月19日開催の閣議において、個人所得税体系改定に関する財務省の提案が閣議決定された。2017年1月1日以降の課税所得から有効とし、詳細は以下の通りとする。

1. 給与、賃金、手数料等、歳入法典第40条(1)及び(2)に基づく課税所得の経費控除
現行、所得の40%、ただし60,000バーツ以下とするを、所得の50%、ただし100,000バーツ以下に改定する。
2. 歳入法典第40条(3)に基づく課税所得の経費控除
現行、著作権料のみ著作権料の40%、ただし60,000バーツ以下控除できるに加え、のれん、著作権料、またはその他の権利に拡大し、前述の所得の50%、ただし100,000バーツ以下、或いは必要に応じて適切に控除できるに改定する。
3. 所得控除の改定は以下の通り。
 - (1) 所得者本人控除：現行30,000バーツを60,000バーツとする。
 - (2) 所得者配偶者控除：現行30,000バーツを60,000バーツとする。
 - (3) 子供控除：現行1人につき15,000バーツ及び上限3人までを、1人につき30,000バーツとし、子供の人数を制限しないものとする。また、教育費控除を廃止する。(現行2,000バーツ/人控除)
 - (4) 配偶者双方に所得がある場合：合計で120,000バーツ以下まで控除できる。
 - (5) 遺産：現行30,000バーツを60,000バーツとする。
 - (6) 法人格を有しないパートナーシップ、あるいは団体：現行のパートナー1人につき30,000バーツ、ただし合計60,000バーツ以下で控除できるを、1人につき60,000バーツ、ただし合計120,000バーツ以下とする。

4. 所得段階、及び個人所得税率表は以下の通り。

現行 個人所得税率表		改定 個人所得税率表	
純所得	税率(%)	純所得	税率(%)
1 - 300,000*	5	1 - 300,000*	5
300,001 - 500,000	10	300,001 - 500,000	10
500,001 - 750,000	15	500,001 - 750,000	15
750,001 - 1,000,000	20	750,001 - 1,000,000	20
1,000,001 - 2,000,000	25	1,000,001 - 2,000,000	25
2,000,001 - 4,000,000	30	2,000,001 - 5,000,000	30
4,000,001 以上	35	5,000,001 以上	35

*純所得が 150,000 バーツまでの個人所得税の免税は、2008 年歳入法典に基づく免税に関する勅令 (第 470 号) に従い引き続き有効とする。

5. 所得者が税申告しなければならない最低課税所得基準の改定は以下の通り。

(1) 雇用による所得(給与、賃金)があり、一種類のみの場合。

— 配偶者が不在所得者の場合、現行、所得が 50,000 バーツを超える場合申告するものとするを、100,000 バーツを超える場合とする。

— 配偶者が在り所得者の場合、現行、合計所得が 100,000 バーツを超える場合申告するものとするを、200,000 バーツを超える場合とする。

(2) 雇用による所得(給与、賃金)があり、その他の所得もある、或いは雇用による所得ではないその他の所得のみがある場合。

— 配偶者が不在所得者の場合、現行、所得が 30,000 バーツを超える場合申告するものとするを、60,000 バーツを超える場合とする。

— 配偶者が在り所得者の場合、現行、合計所得が 60,000 バーツを超える場合申告するものとするを、120,000 バーツを超える場合とする。

(3) 未分割の遺産の場合、現行、所得が 30,000 バーツを超える場合申告するものとするを、60,000 バーツを超える場合とする。

(4) 法人格を有しないパートナーシップ、あるいは団体の場合、現行、所得が 30,000 バーツを超える場合申告するものとするを、60,000 バーツを超える場合とする。

6. 上述の改定は、2017 年課税年度以降の課税所得に適用する。

個人所得税体系の改定は、個人所得税の徴収を適切、公平なものとし、現在の経済状況及び生活費に対応、また一方で所得者の税負担を緩和するものである。

質問がある場合は、各地域の税務署、または RD call Center (税務サービスセンター) 電話 1161 に問い合わせください。

タイ国法律改定情報は毎月第 3 木曜日に発行しております。

今回は、2016 年 6 月 16 日(木) です

TJP サービスのご案内

★通訳者派遣

半日から対応が可能です。日本語能力検定1級の経験者が対応いたします。

商談、労働訴訟、技術研修、会計監査、M&Aなど難易度が高い案件の対応可能です。

★翻訳

日本語・タイ語・英語の相互翻訳を行っております。

契約書、覚書、法規関連文書からマニュアルや仕様書まで多岐に渡ります。

翻訳経験10年以上のベテラン翻訳者など、スペシャリストが対応いたします。

★各種デザイン

書籍やマニュアル、印刷物のレイアウト作成。カタログのデザイン、ポスター作成
リーフレット、ハンドアウト(配布用資料)のデザイン など

★各種ご相談

法律関連のご相談は有料となっております。相談料は1案件5,000THB〜となっております。

★定型フォーマットのご紹介

お客様からの「フォーマットを作って欲しい」というお声から生まれました。

社内で頻繁に使用される定型フォーマットを販売しております。

日本語・タイ語のセットで 1,500THB です。

「雇用契約書」「警告書」「退職届」「解雇通知書」「給与証明」など

9種類のフォーマットをそろえております。

<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/index.html>

【お問い合わせ・無料購読のお申し込み】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: jpntrans@tjprannarai.co.th

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>

過去のバックナンバーは無料でダウンロードが可能です。↓

<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/information.html>

Order Form for Template (定型フォーマット ご購入用紙)

ご購入を希望される定型フォーマットに“○”をお願い致します。

1部・1,500THBです。(日本語とタイ語になっております)

1. 雇用契約書
2. 委任状
3. 警告書
4. 解雇処分許可書(解雇通知書)
5. 退職届
6. 在職/勤務証明書
7. 在職/給与証明書
8. 採用通知書
9. 昇格通知書

★1部・1500THB× _____ (購入数) = 合計 _____ THB (別途VAT7%)

-会社名: _____

-お名前: _____

-ご住所: _____

-お電話番号: _____

-メールアドレス: _____

* お支払いは前払いにてお願いしております。

* お申し込みいただきました後、お振込口座をご案内申し上げます。

* お支払い完了後は、お手数ですが、お振込み控え(Slip)を当社までご送付下さい

* ご入金確認後、フォーマットをご送付いたします。